

登別市経営・生産対策推進会議設置要領

(目的)

第1条 本市農業発展のため農業生産に必要な農用地の確保と有効利用を促進するとともに、農業の中核的担い手の育成・確保を図るための具体的な活動を地域の実情に則して組織的な展開を図るため、登別市経営・生産対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、国際競争力のある農業を確立し、豊かな農村生活の実践と活力ある地域社会の形成に資することを目的とする。

(組織)

第2条 推進会議は、次の機関・団体をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 登別市農業委員会委員 5名以内
- (2) 胆振農業改良普及センター所長
- (3) 伊達市農業協同組合理事（登別選出） 1名
- (4) 集落の地区代表者 4名（千歳地区、札内地区、青葉地区、富浦地区） 4名
- (5) 登別市観光経済部長

2 推進会議に会長及び副会長1名を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

4 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その所属機関及び団体の職を失ったときは、その職を失う。

(業務)

第4条 推進会議は、登別市等が次に掲げる業務を一元的に推進できるよう、第2条に掲げる関係機関・団体等間の合意形成を図るため、持続的な活動を実施する。

- (1) 認定農業者等意欲ある担い手の育成及び確保に関する業務
- (2) 農業及び農村における男女共同参画の推進に関連する業務
- (3) 高齢農業者の活動の促進及び福祉の向上に関連する業務
- (4) 新規就農者の確保及び育成に関連する業務
- (5) 担い手への農地の利用集積に関連する業務
- (6) 農協の営農指導員の育成に関連する業務
- (7) 経営構造対策に関連する業務
- (8) その他経営・生産対策の推進上必要な業務

2 推進会議は、前項に掲げる業務を推進するための関係機関・団体等の最終調整機関として、役割分担の明確化、連携方策の策定、地域農業マスタープランの策定等に際しての必要な協議及び調整を実施の上、地域農業マスタープランの進行管理及び総合的な評価を実施する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、会長が議長となり、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、農林水産グループにおいて処理する。

(その他)

第7条 推進会議は、経営対策体制整備推進事業の実効ある実施を図るため、北海道経営・生産対策推進会議との有機的な連携に努めるものとする。

2 推進会議は、専門分野の調査・研究を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、推進会議でその都度定めるものとする。

附 則 (平成13年訓令第14号)

この要領は、平成13年6月20日から施行する。

附 則 (平成17年訓令第8号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第17号)

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。